第十三条の三の見出し及び同条第一項中「医師確保等地域医療対策室」の下に「及び医療関連サービス室」を加え、同条を第十三条の二とし、同条に次の二項を加える。

4　医療関連サービス室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　病院、診療所及び助産所の経営管理の改善に関する事業（国及び地方公共団体以外の者が行うものに限る。）の指導に関すること。

二　病院、診療所及び助産所における業務委託（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五条の二の規定により行われる業務の委託をいう。）に関すること。

三　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項に規定する衛生検査所に関すること。

5　医療関連サービス室に、室長を置く。

第十六条の見出し及び同条第一項中「医療関連サービス室並びに」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とする。

第十八条を次のように改める。

（国立病院機構管理室並びに政策医療推進官及び調査官）

第十八条　国立病院課に、国立病院機構管理室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。

2　国立病院機構管理室は、独立行政法人国立病院機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

3　国立病院機構管理室に、室長を置く。

4　政策医療推進官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　国立ハンセン病療養所において行うべき国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の国の医療政策として国立ハンセン病療養所が担うべき医療の提供に関すること。

二　国立ハンセン病療養所の医療に関する業務の指導及び監督に関すること。

三　国立ハンセン病療養所の職員の組織する団体に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

5　調査官は、命を受けて、国立ハンセン病療養所の職員の組織する団体に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

第四十一条第一項中「六人」を「五人」に改める。

第四十三条第一項中「六人」を「五人」に改める。

第四十四条第四項中「をいう。」の下に「第四十七条第二項第二号及び第三号において同じ。」を加える。

第四十七条を次のように改める。

（高齢者雇用事業室）

第四十七条　高齢者雇用対策課に、高齢者雇用事業室を置く。

2　高齢者雇用事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高年齢者の雇用の確保及び就業の機会の確保に関すること。

二　高年齢者等の再就職の促進に関すること（政府が行う職業紹介及び職業指導に関することを除く。）。

三　厚生労働省組織令第八条第三項第三号に掲げる事務のうち高年齢者等の職業の安定に関すること。

3　高齢者雇用事業室に、室長を置く。

第五十六条を次のように改める。

（均衡待遇推進室）

第五十六条　短時間・在宅労働課に、均衡待遇推進室を置く。

2　均衡待遇推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　短時間労働者の福祉の増進についての事業主に対する指導その他の措置に関すること。

二　短時間労働者の福祉の増進に関する事業主の措置についての労働者と事業主との間の紛争の調停に関すること。

三　都道府県労働局の行う前二号に掲げる事務についての指導に関すること。

3　均衡待遇推進室に、室長を置く。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（全国健康保険協会管理室）

第六十八条の二　保険課に、全国健康保険協会管理室を置く。

2　全国健康保険協会管理室は、全国健康保険協会の行う業務に関する事務をつかさどる。

3　全国健康保険協会管理室に、室長を置く。

第七十五条（見出しを含む。）中「政策調査官」を「アフターサービス推進官」に改める。

第百二十一条第一項中「東京検疫所川崎検疫所支所」を削り、同条第三項中「東京検疫所東京空港検疫所支所」の下に「、東京検疫所川崎検疫所支所」を加える。

第五百十六条中「これ」を「放射線の安全管理並びにこれら」に改める。

第五百三十八条の見出し中「企画調整主幹」の下に「及び統括研究官」を加え、同条第一項中「一人」の下に「及び統括研究官九人」を加え、同条第二項第一号及び第二号中「これ」を「これら」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　統括研究官は、命を受けて、国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれらに対する学理の応用の調査及び研究に関する専門的事項の総括に関する事務を行う。

第五百三十九条を次のように改める。

（国立保健医療科学院に置く部等）

第五百三十九条　国立保健医療科学院に、次の七部及び研究情報支援研究センターを置く。

総務部

政策技術評価研究部

生涯健康研究部

医療・福祉サービス研究部

生活環境研究部

健康危機管理研究部

国際協力研究部

第五百四十条第二号中「これ」を「これら」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関すること。

第五百四十一条中「教務課」を「研修・業務課」に改める。

第五百四十二条第二号を次のように改める。

二　図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関すること。

第五百四十四条（見出しを含む。）中「教務課」を「研修・業務課」に改め、「訓練」の下に「並びにこれらに対する学理の応用の調査及び研究」を加える。

第五百四十五条から第五百六十条までを次のように改める。

（政策技術評価研究部の所掌事務）

第五百四十五条　政策技術評価研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療及び生活衛生並びにこれらに関連する社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する政策及び技術に対する科学的評価、研究の動向の分析並びに統計の高度利用に係るものをつかさどる。

（生涯健康研究部の所掌事務）

第五百四十六条　生涯健康研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、生涯にわたる疾病及び障害の予防、健康の保持及び増進並びに保健指導に係るものをつかさどる。

（医療・福祉サービス研究部の所掌事務）

第五百四十七条　医療・福祉サービス研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、医療サービス及び福祉サービスに係るものをつかさどる。